意思表示の瑕疵（虚偽表示①直接適用）

©甲斐行政書士事務所

１　虚偽表示（民法９４条）：効果意思なしの通謀あり/表示行為あり

第94条　相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。 ２　前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

虚偽表示は、表示行為に対応する効果意思がなく、表意者がこれを認識している点で心裡留保（民法９３条）と共通する。

しかし、表意者と相手方に通謀があるため、相手方が表意者の真意を認識している点で心裡留保と異なる。意思表示は外形上のものに過ぎず、その意思表示から**法律効果の不発生に合意**しているため、意思表示に効果を認める理由がない（意思主義）。但し、虚偽表示を信頼して利害関係に入った善意の第三者の**取引安全**を害することができないため、その無効は第三者に対抗できない（表示主義）。

２　要件・効果

一般に、**法規範は要件と効果の二つの部分からなる。**民法９４条でいえば、

①表意者が意思表示に対応する効果意思を有しなかったこと

②両当事者がその意思表示があるように装う合意をしていること

以上２点が**条文上の要件**となっていることが解る。

そして、上記①②の要件を満たせば、**その効果**として、虚偽表示による意思表示は原則無効（９４条１項）とされる。例外として、善意の第三者に対しては無効を対抗できない（９４条２項）結果、善意の第三者との関係では当該意思表示は有効なものとして扱われる。

３　虚偽表示の無効と第三者

９４条２項の「第三者」に限らず、法律上一般的な「第三者」とは、当事者及びその包括承継人を除く全ての者を意味する。大判大正５年１１月１７日は、この一般的な「第三者」に限定を加えて、９４条２項「第三者」とは、虚偽表示の当事者およびその包括承継

意思表示の瑕疵（虚偽表示①直接適用）

©甲斐行政書士事務所

人以外の者であって、その「表示ノ目的ニ付キ法律上利害関係ヲ有スルニ至リタル者」と判示している。

第三者の概念は、それぞれの条文の制度趣旨を踏まえて限定解釈される。９４条２項であれば、真の権利者の帰責性により作出された虚偽の外観を信頼して取引関係に入った第三者の取引安全を保護するという**権利外観法理**の現われだと解されており、その制度趣旨から限定的に解されている。

４　９４条２項「善意」の意義

虚偽表示は、外観作出に対する本人の帰責性が大きいため、第三者は単に意思表示の当事者間の効果不発生の合意を知らなかったことで足り、表意者の意思表示が真意によるものと信じたことまでは要求されない（通説）。

５　善意の第三者の対抗要件の要否と権利保護要件の要否

表意者と第三者は前主後主の関係にあり、対抗関係（１７７条）にないので、第三者は表意者に対して登記なくして物権の取得を対抗できる（最判昭和４４年５月２７日）。

また、対抗要件が不要だとしても、権利を取得する第三者と権利を失う表意者との利益衡量上、権利保護要件を具備していることが必要となるか問題となるも、これもまた表意者の帰責性が大きく、第三者の信頼を害してまで表意者を保護する必要が無いので、権利保護要件としての登記も不要である。

以上